

2025年1月1日

対局規則の改定

- (1) 第2章 【第3条】 第2項、【第8条】 第1項、【第9条】 第5項、
【第10条】 第1項 二.・三. について「持駒」の表記を「持ち駒」の表記に改定する

第2章 将棋の基本ルール

旧) 【第3条】 対局における棋具の設置と盤上の駒の初期配置

第2項 持ち駒は、将棋盤の隣で、自身から見た右側に置くものとする。駒台が設置される場合は、駒台の上に持駒を置くものとする。

新) 【第3条】 対局における棋具の設置と盤上の駒の初期配置

第2項 持ち駒は、将棋盤の隣で、自身から見た右側に置くものとする。駒台が設置される場合は、駒台の上に持ち駒を置くものとする。

旧) 【第8条】 千日手

第1項 千日手とは、盤面（盤上の駒の配置）・双方の持駒・手番のすべてが同一となる局面（同一局面）が4回発生した場合を指す。

新) 【第8条】 千日手

第1項 千日手とは、盤面（盤上の駒の配置）・双方の持ち駒・手番のすべてが同一となる局面（同一局面）が4回発生した場合を指す。

旧) 【第9条】 入玉

第5項 両対局者の合意に至らない場合で、手数が500手に満たない場合は「入玉宣言法」を使用することができる。

<入玉宣言法>

・・・中略・・・

〔条件4〕宣言側に第1項の(1)による点数で

1. A. 31点以上あれば宣言側が勝ち。
2. B. 24点以上30点以下であれば、指し直しとなる。

ただし、点数の対象となるのは、玉を除く宣言側の持駒と敵陣3段目以内に存在する宣言側の駒のみである。

尚、条件1～4のうち一つでも満たしていない場合、宣言側が負けとなる。

新) 【第9条】 入玉

第5項 両対局者の合意に至らない場合で、手数が500手に満たない場合は「入玉宣言法」

を使用することができる。

<入玉宣言法>

・・・中略・・・

〔条件4〕宣言側に第1項の(1)による点数で

3. A. 31点以上あれば宣言側が勝ち。
4. B. 24点以上30点以下であれば、指し直しとなる。

ただし、点数の対象となるのは、玉を除く宣言側の持ち駒と敵陣3段目以内に存在する宣言側の駒のみである。

尚、条件1～4のうち一つでも満たしていない場合、宣言側が負けとなる。

旧)【第10条】反則

第1項 以下に該当する反則を対局中に犯した場合、反則を犯した対局者は即負けとなる。

- 一. 二歩(同じ対局者が同じ筋に二枚の歩を置く行為)
- 二. 行き所のなき駒の禁(盤上の駒を行き所のない升目に指す行為・持駒を行き所のない升目に打つ行為)
- 三. 打ち歩詰め(持駒の歩を打って解除不能な王手をかける行為)

新)【第10条】反則

第1項 以下に該当する反則を対局中に犯した場合、反則を犯した対局者は即負けとなる。

- 一. 二歩(同じ対局者が同じ筋に二枚の歩を置く行為)
- 二. 行き所のなき駒の禁(盤上の駒を行き所のない升目に指す行為・持ち駒を行き所のない升目に打つ行為)
- 三. 打ち歩詰め(持ち駒の歩を打って解除不能な王手をかける行為)

(2) 第2章 【第7条】 第1項・第3項について

「振駒」の表記を「振り駒」の表記に改定する

第2章 将棋の基本ルール

旧)【第7条】先手・後手の決定

第1項 対局の先手・後手の決定は、「振駒」にて決定する。上座の対局者の歩を5枚振り、「歩」が多く出たら駒を振った方の対局者の先手、「と金」が多く出たらもう一方の対局者の先手とする。

第3項 「歩」と「と金」が同数になった場合は、再度、振駒を行う。

新)【第7条】先手・後手の決定

第1項 対局の先手・後手の決定は、「振り駒」にて決定する。上座の対局者の歩を5枚振

り、「歩」が多く出たら駒を振った方の対局者の先手、「と金」が多く出たらもう一方の対局者の先手とする。

第3項 「歩」と「と金」が同数になった場合は、再度、振り駒を行う。

以上